

調整指数表

事由	内容	指数	
1 社会的養護	社会福祉事務所長が申込児童が虐待されている又はそのおそれがあると認める場合又は保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認める場合	30	
2 産前産後休業又は育児休業からの復帰	保護者が産前産後休業から復帰する場合又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく育児休業（法の趣旨を鑑み就業規則等に規定された休業期間を含む。）から復帰する場合（毎年4月1日からの利用調整にあつては、保護者が前年度内に職場復帰した場合を含む。）	23	
3 ひとり親家庭	ひとり親家庭（配偶者のいない男子又は女子である者及びその子以外の同居人がいない世帯をいう。）	20	
	上記以外のひとり親家庭	10	
4 経済的な自立に資する場合	保護者が就労している又は就労予定である生活保護受給世帯	20	
	生計中心者が申請日から過去1年の間に失業し、申込時点で求職中であり、他方の保護者が住民税非課税の場合	20	
5 申込児童の障害	当該申込児童が身体障害者手帳又は療育手帳を交付されており、施設設備及び人員配置の面において、当該児童を受け入れることができる保育所等を希望する場合	20	
6 保育所等を利用する児童の兄弟姉妹	申込児童の兄弟姉妹が本市に所在する保育所等を利用している場合（兄弟姉妹の利用している保育所等の利用調整をする場合は、（ ）内の指数を適用する。）	20 (30)	
7 兄弟姉妹の同時申込み	兄弟姉妹で同一の保育所等を希望する場合（保護者の一方又は双方の保育を必要とする事由が求職中である場合を除く。）	4	
8	申込児童の状況について	認可外施設・親戚等に預けている場合	1
		幼稚園又は本市以外の市町村に所在する保育所等を利用している場合	1
		本市に所在する保育所等を利用中で他の保育所等を希望する場合	5
		家庭的保育事業等を修了した児童で当該施設が経過措置により連携施設を指定していない場合	6
	申込児童の兄弟姉妹の状況について	認可外施設・親戚等に預けている場合	1
		幼稚園又は本市以外の市町村に所在する保育所等を利用している場合	1
9 過去の利用者負担額の納付状況	保護者が3箇月分以上正当な理由なく利用者負担額（平成26年度以前に課された保育料を含む。）を滞納している場合	-5	